

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。  
この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は担当課等にお問い合わせください。)  
届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●新潟県

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示			問い合わせ先		備考
			必要	市町村 受領証等の 使用可否	不要	担当課等	電話番号	
1	県営住宅への入居申込み	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1196266591821.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1196266591821.html</a>	○	○		【新潟市外】 県営住宅所在市の市役所窓口  【新潟市内】 新潟県住宅供給公社	以下のURLから問い合わせ先(一覧)をご確認いただけます。  <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/491921.pdf">https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/491921.pdf</a>	届出をしていなくても申込みは可能です。同居(予定)者が事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明するものの一つとして、写しを提出していただくことができます。証明書の写し等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
2	県立病院の病状説明、面会及び手術の同意等				○	病院局業務課	025-280-5557	パートナーシップ等に関わらず、患者の状況に応じて個別に対応しておりますので、それぞれの病院にご確認ください。
3	自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zeimu/kuruma-genmen.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zeimu/kuruma-genmen.html</a>			○	税務課業務第2係	025-280-5051	減免要件の一つとして「身体障害者と生計を一にする者が運転する」場合があります。生計が一であるかどうかはパートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、市町村が発行する「同一生計証明書」により判断します。

●新潟県

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示			問い合わせ先		備考
			必要	市町村受領証等の使用可否	不要	担当課等	電話番号	
4	県税に係る納税証明請求書の 使用者による申請（自動車税種別割（継続検査用、構造等変更検査用）納税証明書請求は除く）	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zeimu/shomei.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zeimu/shomei.html</a>	○	○		税務課収税係	025-280-5048	申請者本人と使用者との関係性の確認が必要な場合に、家族関係等にあることを証明するものの一つとして、パートナーシップ制度証明書等の利用が可能。
5	生活保護制度	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/1296763262577.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/1296763262577.html</a>			○	新発田地域福祉事務所 （聖籠町、関川村、粟浦島村） 新津地域福祉事務所 （阿賀町） 三条地域福祉事務所 （田上町、弥彦村） 長岡地域福祉事務所 （出雲崎町、刈羽村） 南魚沼地域福祉事務所 （津南町、湯沢町）  （市にお住まいの方は各市の窓口へ）	新発田地域 0254-26-9129 新津地域 025-022-5173 三条地域 0256-36-2232 長岡地域 025-772-8138 南魚沼地域 0258-33-4937	資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、同一世帯として認定の上、生活保護を適用します。
6	住居確保給付金制度	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/1356808846955.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/1356808846955.html</a>			○	新発田地域福祉事務所 （聖籠町、関川村、粟浦島村） 新津地域福祉事務所 （阿賀町） 三条地域福祉事務所 （田上町、弥彦村） 長岡地域福祉事務所 （出雲崎町、刈羽村） 南魚沼地域福祉事務所 （津南町、湯沢町）  （市にお住まいの方は各市の窓口へ）	新発田地域 0254-26-9129 新津地域 025-022-5173 三条地域 0256-36-2232 長岡地域 025-772-8138 南魚沼地域 0258-33-4937	収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等の要件を満たすことが必要です。同一の世帯に居住し、生計も同一の場合には、一つの世帯とします。

●新潟県

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示			問い合わせ先		備考
			必要	市町村 受領証等の 使用可否	不要	担当課等	電話番号	
7	心身障害者扶養共済制度	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/1198602035253.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/1198602035253.html</a>			○	障害福祉課	025-280-5210	障害のある方を現に扶養していること等の要件を満たす必要があります。 また、掛金の支払いが必要になります。
8	D V相談	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chuofukushi/191429036057.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chuofukushi/191429036057.html</a>			○	県配偶者暴力相談支援センター	025-381-1111	新潟県パートナーシップ届出制度の利用の有無に関わらず利用可能です。 生活を共にする交際関係の相手方等からの暴力について、来所又は電話で相談できます。